令和８年度（２０２６年度）熊本県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金交付要領

（趣旨）

第１条　熊本県におけるがん医療水準の向上を図るために、国が指定した地域がん診療連携拠点病院に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

２　この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和 56 年熊本県規則第 34 号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助金額の算定方法等）

第２条　要項第２条の補助金額は、次の方法により算出された額とし、その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

基準額	補助金額の算定方法
知事が必要と認めた額 ※	(1)　要項別表に定める補助対象経費の実支出額と基準額欄に掲げる基準額を比較して少ない方の額を選定する。 (2)　(1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、他の補助対象者のそれとの合計額が本事業の予算額を上回る場合には、予算額の範囲内において調整のうえ交付額を決定する。

※ 厚生労働省が別に定める「感染症予防事業費等国庫（補助）金交付要綱」に準拠した額とする。

（交付申請）

第３条　要項第３条第１項の申請書の提出期限は、別に定める。

２　要項第３条第２項第１号の事業計画書は、別記様式第１号によるものとする。

３　要項第３条第２項第３号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

(1) 事業別所要額内訳　別記様式第２号

(2) 支出予定額内訳　別記様式第３号

（補助金の交付の条件）

第４条　熊本県補助金等交付規則第５条第１項第３号に定めるその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1)　事業により取得した財産の価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の備品については、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2)　知事の承認を受けて事業により取得した財産を処分することにより収入があ

った場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑶ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。要項第 12 条第１項の規定により補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

（変更交付申請）

第５条　要項第５条第２項の事業変更計画書は、別記様式第１号を準用する。

２　前項の事業変更計画書には、要項第３条第２項第２号及び第３号に掲げる書類を添付するものとする。

（申請の取下げ）

第６条　要項第６条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して５日を経過した日までの間とする。

（実績報告）

第７条　要項第９条第２項第１号の事業実績書は、別記様式第４号によるものとする。

２　要項第９条第２項第３号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

⑴ 事業別精算額内訳　別記様式第５号

⑵ 支出済額内訳　別記様式第６号

３　要項第９条第３項の実績報告書の提出期限は、事業完了後３０日を経過した日又は令和９年（２０２７年）３月３１日のいずれか早い日とする。

附　則

この要領は、令和８年（２０２６年）８月２７日から施行し、令和８年（２０２６年）４月１日から適用する。